



無料低額診療

無料・低額診療とは

生計困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、生活が改善するまでの一定期間、無料または低額な料金で診療を行なう「第二種社会福祉事業」です。石川県内では、現在10医療機関で実施されています。

こんな方は、まずご相談ください

- ・体調が悪いので、医療機関にかかりたいが、収入が低く医療費の支払い心配な方。
- ・持病があり治療が必要だが、医療費の支払いが不安で、治療を中断している方。
- ・国民健康保険の滞納があり、「短期保険証」や「資格証

減免基準

- ① 住民税非課税世帯の方
- ② 就学援助を利用している世帯の方
- ③ 収入が生活保護基準 150%以下の方
- ④ 所得認定し、基準に該当すると判断された方

※あくまでも、他の社会保障制度の活用を優先しています。

※生活が安定するまでの一定期間の対応となります。



お気軽に相談員まで
ご相談ください

ご利用の流れ

1. 受付

ご希望の方は受付でお申し出ください。

2. 相談

ソーシャルワーカー（相談員）が面談して事情をお聞きします。

3. 決定

病院の審査会議で検討し、決定されれば一定期間自己負担金が免除や減額されます。